平成 29 年 7 月 31 日

各　　位

会社名　　アズワン株式会社
代表者名　代表取締役社長　井内　卓嗣
（コード番号　７４７６　東証第１部）
問合せ先　常務取締役コーポレート本部長　小野　元孝
（TEL.　06 － 6447 － 1210）

株式給付信託等導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分要領

（１）処分期日	平成 29 年８月 16 日
（２）処分株式数	普通株式 40,200 株
（３）処分価額	１株につき 5,580 円
（４）処分価額の総額	224,316,000 円
（５）処分先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
（６）その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

２．処分の目的及び理由

当社は、平成29年５月12日付にて、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(取締役向け)」を導入することを決議し、平成29年６月29日開催の当社第56回定時株主総会において役員報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会においてその詳細について決議いたしました。株式給付信託（取締役向け）の概要につきましては、本日付「株式給付信託（取締役向け）導入の詳細決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、当社は、当社の社員を対象とするインセンティブプラン（以下、「株式給付型ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を、本日開催の取締役会において決議いたしました。株式給付型ＥＳＯＰ信託の概要につきましては、本日付「株式給付型ＥＳＯＰ信託の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式の処分は、株式給付信託（取締役向け）及び株式給付型ＥＳＯＰ信託の導入に際し設定される信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、取締役株式給付規程に基づき、平成 30 年３月末日で終了する事業年度か

ら平成32年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度に当社の取締役に給付すると見込まれる株式数は8,400株であり、平成29年３月31日現在の発行済株式総数に対し0.04%（小数点第３位を四捨五入。平成29年３月31日現在の総議決権個数189,376個に対する割合0.04%）となります。また、社員株式給付規程に基づき、平成30年３月末日で終了する事業年度から平成32年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度に当社の社員に給付すると見込まれる株式数は31,800株であり、平成29年３月31日現在の発行済株式総数に対し0.15%（小数点第３位を四捨五入。平成29年３月31日現在の総議決権個数189,376個に対する割合0.17%）となります。

（１）株式給付信託（取締役向け）の概要

① 名称	: 株式給付信託（取締役向け）
② 委託者	: 当社
③ 受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
④ 受益者	: 対象取締役のうち、受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
⑥ 締結日	: 平成29年８月16日（予定）
⑦ 金銭を信託する日	: 平成29年８月16日（予定）
⑧ 信託の期間	: 平成29年８月16日（予定）から信託が終了するまで（なお、信託期間について、特定の終了期日は定めず、株式給付信託(取締役向け)が継続する限り本信託は継続いたします。)
⑨ 信託財産	: 当社株式及び金銭
⑩ 議決権行使の方針	: 株式給付信託（取締役向け）の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。

（２）株式給付型ＥＳＯＰ信託の概要

① 名称	: 株式給付型ＥＳＯＰ信託
② 委託者	: 当社
③ 受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
④ 受益者	: 社員のうち、受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人	: 当社内の社員より選定
⑥ 締結日	: 平成29年８月16日（予定）
⑦ 金銭を信託する日	: 平成29年８月16日（予定）
⑧ 信託の期間	: 平成29年８月16日（予定）から信託が終了するまで（なお、信託期間について、特定の終了期日は定めず、株式給付型ＥＳＯＰ

信託が継続する限り本信託は継続いたします。）

⑨ 信託財産 ：当社株式及び金銭

⑩ 議決権行使の方針 ：受託者は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は、株式給付信託（取締役向け）及び株式給付型ＥＳＯＰ信託の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成 29 年７月 28 日）の終値である 5,580 円といたしました。

これは、直前営業日の終値を採用することで、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価額は、本取締役会決議日の直前１カ月間（平成 29 年６月 29 日から平成 29 年７月 28 日）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である 5,431 円からの乖離率は 2.7％、本取締役会決議日の直前３カ月間（平成 29 年５月１日から平成 29 年７月 28 日まで）の終値の平均値である 5,361 円（円未満切捨て）からの乖離率は 4.1％、同直前６カ月間（平成 29 年１月 30 日から平成 29 年７月 28 日まで）の終値の平均値である 5,150 円（円未満切捨て）からの乖離率は 8.3％となっており、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役３名（うち２名は社外監査役）全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25％未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以　　上